

高松市景観計画改定業務委託

提案公募要領

令和6年4月

高松市都市整備局都市計画課

1 目的

本市では、美しいまちづくり基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、良好な景観の保全、形成、創出を図るため、平成24年3月に高松市景観計画を策定し、建築物や屋外広告物等に関する一定のルールと仕組みを定めている。

一方、同計画策定後において、サンポート高松周辺地区及び玉藻公園周辺地区では、県立アリーナ等の整備、インバウンドなどのツーリズムの回復・増加、天守復元やシーフロントゾーンの整備など、同地区を取り巻く状況等が変化してきている。

本要領は、今後の同地区におけるきめ細やかな建築物や屋外広告物等の規制・誘導を図るための景観形成重点地区への指定、シーフロントエリアにふさわしい景観形成に向けてのルールづくり、交流人口の拡大につながる中心市街地の夜間景観ガイドラインを策定するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者の選定に必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

高松市景観計画改定業務委託

(2) 業務内容

「高松市景観計画改定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日(木)まで

(4) 提案上限額

10,332,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

※ なお、この金額は、見積時の予定価格となるものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 選定までのスケジュール(一部、予定を含む。)

(1) 提案公募関係書類の配布期間

令和6年4月30日(火)から令和6年5月24日(金)まで

(2) 参加表明書の提出期限

令和6年5月10日(金)正午まで

(3) 質問提出期限

令和6年5月10日(金)正午まで

(4) 企画提案書等の提出期限

令和6年5月22日(水)正午まで

(5) 企画提案書等のヒアリング

令和6年5月24日(金)(予定)

- (6) 選定結果の通知
令和6年5月下旬(予定)
- (7) 契約の締結
令和6年6月上旬(予定)

4 提案公募関係資料の配布

- (1) 交付資料
 - ア 提案公募要領
 - イ 仕様書
 - ウ 申請関係様式
 - ・参加表明書(様式第1号)
 - ・実績調書(様式第2号)
 - ・見積書(様式第3号)
 - ・質問及び回答書(様式第4号)
- (2) 交付期間
令和6年4月30日(火)から同年5月24日(金)まで
- (3) 交付方法
高松市役所ホームページ上からのダウンロードによる。
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/to_sike_keikankeikaku.html

5 参加資格

本提案の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 本手続への参加表明書提出日現在、高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿(土木関係建設コンサルタント)に登載されていること。
- (2) 過去15年以内に元請として完了した次の履行実績を有すること(発注機関は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。)
 - 景観計画策定業務委託や景観計画改定業務委託等で、契約金額6,888千円以上の履行実績を有すること(この契約金額(設計変更は変更後契約金額)は、消費税及び地方消費税を除く。)。なお、6(3)で求める実績調書に入札参加条件に適合する実績の履行内容が確認できる書類を添付すること。
- (3) 仕様書で示す管理技術者及び技術者を配置できること。
- (4) 参加表明書提出期限日から契約締結日までの間、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14

年法律第154号)にもとづき更生手続開始の申立てがなされている、又は民事再生法(平成11年法律第225号)にもとづき再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(7) 国、香川県及び高松市税の滞納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

6 参加表明書の提出等

(1) 提出方法

持参、郵送若しくはファクシミリにて提出。直接持参の場合は、次の提出先に市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法により提出すること。なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市都市整備局都市計画課景観係

ファクシミリ番号：087-839-2452

(2) 提出期限

令和6年5月10日(金)正午まで

なお、提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案書の提出者として選定しなかった者は、企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 実績調書(様式第2号)

ウ ア及びイで添付を求めている書類

(4) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和6年5月13日(月)午後5時までに電子メールで送信する。選定した者には選定通知書を、選定しなかった者には、その理由を送信する。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問の受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和6年5月10日(金)正午までに質問及び回答書(様式第4号)を電子メールで送信すること。

(2) 電子メールの送信先

toshikei@city.takamatsu.lg.jp

メールの件名は、本提案公募に関する質問であることが分かるようにすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問と回答の内容を高松市都市計画課のホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示する。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び意義の申立ては一切受け付けない。また、次に掲げるものについては回答を行わない。

- ア 受付期間外に提出されたもの
- イ 本提案公募に関係のないもの
- ウ 質問者の個人的な意見
- エ 質問者の明らかな誤読
- オ 質問者自らが判断又は調査すべきもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、次の書類を高松市役所提出先に直接持参（市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）すること。

ア 企画提案書

(ア) 企画提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、「10(1)「審査基準」」に掲載の審査項目に留意した企画提案を示すこと。任意様式。

(イ) 用紙サイズ：A4判、A3判片袖折りも可

(ウ) 部数：7部（正本1部、副本6部）

(エ) ページ数：10ページ（5枚）以内とする。

表紙、目次はページ数に含まれない。

(オ) 留意事項

提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。提出書類等は返却しないものとする。

イ 見積書

(ア) 内容

内訳書を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること（具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、提出期間内において、再提出を求めることがある。）。

(イ) 様式：見積書（様式第3号）を使用すること。また、内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載すること。

(ウ) 部数：7部（正本1部、副本6部）※正本1部には押印すること。

(エ) 留意事項

見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記載すること。金額の訂正は認めない。

- ウ 参考資料（企業としての特性、実績その他を示す資料）
- （ア）用紙サイズ：A 3 サイズ以内の用紙サイズであること。
 - （イ）部数：7部
- (2) 提出期限
令和6年5月13日（月）から同年5月22日（水）正午まで
- (3) 提出先
次の提出先に市役所閉庁日以外の日（水）の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。
- 提出先
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市都市整備局都市計画課景観係

9 ヒアリングの実施

企画提案者については、提案書記載内容についてヒアリングを実施する。

- (1) 実施予定日
令和6年5月24日（金）予定
ヒアリングの時間及び場所は、企画提案者の選定通知において連絡する。
- (2) ヒアリング所要時間
ヒアリング所要時間は、1事業者当たり約25分とする（企画提案者による提案要旨説明約10分、質疑応答約15分を予定。）。
- (3) ヒアリング方法
原則として企画提案書を基にヒアリングを行う。ただし、機器等（パソコン、プロジェクタ、スクリーン等）を利用したい場合は、提案者において機器等を準備すること。
- (4) ヒアリング出席者
原則、配置予定の管理技術者の出席を要するものとし、最大4名までの出席とする。

10 事業者の選定

(1) 審査基準

次の審査基準に基づき企画提案内容を評価し、評定点が最も高い企画提案書の提案者を受注候補者とする。なお、審査は非公開とする。

審査項目	配点	審査事項
1 業務実施体制、調査実施スケジュール	5点	・業務遂行能力があるか。 ・適切な業務実施体制となっているか。 ・実施スケジュールは適切か。
2 業務の実績	5点	・類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を活かした成果を上げているか。
3 業務目的等の理解度	10点	・業務の目的、内容について十分に理解しているか。
4 上位・関連計画の理解度	10点	・本市の上位計画、景観計画の変遷について、十分に理解しているか。
5 提案の具体性	20点	・提案内容は、妥当かつ具体的なものであるか。
6 提案の独創性	20点	・提案内容は、既往の手法と比較して、独自性があり、かつ実現的なものとなっているか。
7 提案の発展性	20点	・提案内容は、今後の施策立案、事業実施において発展性、将来性が見込める有用なものとなっているか。
8 見積金額	10点	・提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。
合計	100点	

(2) 審査結果の通知

選考結果は、ヒアリング終了後、速やかに企画提案者に対し、文書にて通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

なお、企画提案者の評定の内容については、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して説明を求めることができるものとし、市長は、この請求があったときは、速やかに回答する。

(3) 次点繰上げ

受注候補者となった事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「5参加資格」の要件を満たさなくなった場合、若しくは事故等の特別な事由

により契約締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とする。

(4) 提案者が1事業者のみの場合

提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定する。

1.1 契約の締結

(1) 仕様書

企画提案公表時において定める仕様書の内容を逸脱しない範囲で、契約時に受注候補者の企画提案書に記載された業務内容に応じた仕様書に変更する。

(2) 契約方法

随意契約（別途、見積聴取を行う。）

契約は、「高松市土木設計業務等委託契約約款」に基づき行う。

(3) 契約保証金

要する（契約金額の100分の10以上の額とする。）。

ただし、高松市契約規則第24条第2号、第3号、第4号又は第7号のいずれかに該当する場合、免除する。

(4) 支払条件

前払金は無とする。

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

	令和6年度	令和7年度	合計
支払限度額	40%程度	60%程度	100%

1.2 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止、又は取り消すことがある。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

1.3 決定の取消し等

次に掲げる事由が生じた場合は、企画提案書の提出者若しくは受注候補者の決定を取り消す。なお、その取消しにより企画提案書の提出者若しくは受注候補者に損失が生じても、本市はその損失を補償しない。また、企画提案書の提出者若しくは受注候補者は、本市に対し、一切の補償の請求は行わないこととする。

- (1) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載を行った場合又は審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 「5 参加資格」を満たさなくなった場合。
- (3) 「11 契約の締結」における仕様書の協議が整わなかった場合。

1.4 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html) を御参照ください。

1.5 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

1 6 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：

naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/

1 7 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（S I）による。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りでない。
- (7) 企画提案書作成のための本市から提供を受けた参考図書は、本市の了解なく公表・使用することはできない。

1 8 参考図書

本業務に係る資料の開示について、本市は個別に対応しない。なお、主な参考図書は次のとおりである。

高松市 景観計画 -概要版-	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/keikan/keikan/jorei.files/19067_L13.keikan_gaiyou.pdf
高松市 景観計画	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/keikan/keikan/jorei.files/19067_L12.keikan_keikaku2.pdf
高松市 美しい まちづくり 基本計画	https://www.city.takamatsukagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/keikan/keikan/gaiyou.files/12802_L13.utukushi.keikaku.pdf
高松市 屋外広告物の 手引き	https://www.city.takamatsukagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai/kokoku/indexfiles/221130_tebikipdf
高松市 屋外広告物 ガイドラン	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/okugai/koukoku/jorei.files/221130_guide_okugai.pdf